

相模原市職員採用選考案内

【医師（公衆衛生医師） 保健所長又は保健所長候補】

～保健所長として働いていただける医師を募集します～

★相模原市で公衆衛生医師（保健所長又は保健所長候補）として働いてみませんか？

1. 行政職員として、住民や地域に密着した保健・医療施策に取り組めます。

72万人市民の健やかな暮らしのために、健康危機管理や感染症対策、生活習慣病・がん予防、健康づくり、難病、医療安全など様々な分野に関わりながら働くことができます。

2. 臨床医等からの転向でも問題なく働くことができます。

公衆衛生医師は、保健・医療などの各事業において、幅広い専門知識に基づいて、医学的評価や判断を行います。仕事に必要な知識・技術については、採用後に国立保健医療科学院等の研修を受講することができ、臨床医等からの転向でも問題なく働くことができますので、行政機関での勤務経験は問いません。

3. 仕事と家庭の両立のための様々な制度があります。

子育てしながら働くための支援制度として、「育児短時間制度」や「部分休業」、小学校就学中も取得できる「子育て部分休業」のほか、「早出遅出勤務」、「子の看護休暇」などがあります。また、ご家族等の介護をしながら働くための支援制度として、「介護休暇」や「介護時間」などがあるなど、ワーク・ライフ・バランスのための様々な制度があります。

4. 病院等を退職した後のキャリアの場として、働くことができます。

任期付職員は、最長で5年間の任用が可能(※)で、年齢制限がない(定年がない)ため、病院等を退職した後のキャリアの場として活用できます。

※任期満了後でも、再度選考に申し込み、合格した場合、引き続き働くことが可能です。

まずは、お気軽にお問合せください。

※申込の前に市で働いている公衆衛生医師の話を聞くこともできます。

☎：042-769-8213(人事・給与課：医師採用担当)

E-mail: jinji-kyuyo@city.sagamihara.kanagawa.jp

選考区分	採用予定人数	応募資格	任期
① 医師 (公衆衛生医師)	若干名	次の全てを満たす人 ・昭和36年4月2日以降に生まれた人。 ・医師免許を有する人。ただし、平成16年以降に医師免許を取得した人については、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了又は採用日までに修了が見込まれる人。	なし
② 医師 (公衆衛生医師：任期付フルタイム勤務)		・医師免許を有する人。ただし、平成16年以降に医師免許を取得した人については、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了又は採用日までに修了が見込まれる人。	3年 (応相談)

(注意事項)

最終合格後、応募資格等確認のための証明書を提出していただけます。証明ができない場合は、採用されません。

☆保健所長の資格要件

- 保健所長になるには、地域保健法施行令第4条第1項に定める保健所長資格要件を満たす必要があります。
- 申込時に保健所長資格要件を有しない方であっても、採用後に地域保健法に定められた国立保健医療科学院の行う養成訓練過程の研修を受講できる方については応募することが可能です。
- 上記の他、本市で定める一定以上の経験年数をもって、保健所長として任命します。

☆医師（公衆衛生医師）の主な業務

- 保健所における、健康危機管理、感染症対策、成人保健等の業務。

選考日程 ※医師（公衆衛生医師）・医師（公衆衛生医師：任期付職員）共通の内容となります。

選考	第1期	第2期	第3期
申込受付期間	令和8年4月1日（水） ～令和8年6月19日（金）	令和8年7月1日（水） ～令和8年9月18日（金）	令和8年10月1日（木） ～令和8年12月18日（金）
第1次選考 （書類審査）	令和8年6月下旬～7月上旬	令和8年9月下旬～10月上旬	令和8年12月下旬～令和9年1月上旬
最終選考 （個別面接）	1次選考合格者に対し通知します。	1次選考合格者に対し通知します。	1次選考合格者に対し通知します。

- 人数が確保された場合は募集を締め切ることがあります。
- 郵送での申し込みの場合、各期の締切日の消印まで有効です。
- この選考に合格した場合、随時採用します。
- 日本国籍を有しない人で、採用日において就労が制限されている在留資格の人は採用されません。
- 虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。

◆給与及び勤務条件等

- 給与は、相模原市一般職の給与に関する条例等に基づき、給料月額を決定するほか、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- 経験を有する人については、基準学歴卒業後の経験年数を加算して給与を決定します。
- 休日は、原則として土曜日、日曜日のほか国民の祝日、年末年始です。
- 年次休暇、夏季休暇及び慶弔に係る休暇等の制度があります。
- 主たる勤務地となるウェルネスさがみはらは、敷地内を全面禁煙としています。

<参考>初任給／年収の例（令和7年12月1日現在）

職務の級	初任給（給料月額、初任給調整手当、地域手当含む）
3級 （例：大学卒業後、40年間正規職員として病院での臨床研修を修了した直後に採用された場合）	約74万円／約1,244万円

※保健所長として任命する場合の月額／年収の例：78万円／1,324万円

※給料月額及び各種手当は、条例改正等により変更となることがあります。

- 原則として、1日の勤務時間は7時間45分、1週間の勤務日数は5日です。

地方公務員法第16条に掲げる次の事項に該当する人は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・相模原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

申込先	相模原市 総務局 人事・給与課 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 電話 042-769-8213（直通） E-mail: jinji-kyuyo@city.sagamihara.kanagawa.jp
提出書類	選考申込書、職務経歴・実績書（全てパソコン作成可）
申込方法 （郵送のみ）	*メールまたは郵送によりお申込ください。 *郵送の場合は、角形2号（申込用紙が折らずに入る大きさ）の封筒を使用し、封筒の表には赤字で希望する選考区分（1つのみ）を、封筒の裏についても「住所・氏名」を必ず記載してください。 なお、書留・簡易書留によらない郵便事故については、一切考慮しません。

*この選考において提出された書類は、一切返却しません。

*この選考において市が収集する個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。